

第 1 問

Xは訴外Aから、令和4年7月16日、本件不動産を代金3400万円で買い受けた。しかし、その際、Aの事情で所有権移転登記をすることができず、本件不動産はA名義のままであった。Aは、令和2年度及び3年度の国税を滞納していた。Y税務署長は、Aに対し、滞納国税を支払うよう同月25日に督促状を送付した。それでも滞納国税が支払われなかったため、Aに対して同月30日、電話で納付の催告を行った。その際、Yは滞納国税が支払われなければ、本件不動産を差し押さえる予定であるとAに伝えた。これに対しAは、本件不動産はXに売却しており、自己の所有ではなくなったことを伝えた。

同年8月6日になっても滞納国税が支払われなかったため、同日、YはAに対する国税滞納処分として、A名義の所有権移転登記がされている本件不動産を差し押さえ（以下「本件差押処分」という。）、その旨の登記をした。

Xは本件差押処分には差押目的物の所有者を誤った違法があるとして国に対し本件差押処分の無効確認訴訟を提起した。Xの主張は認められるか。なお、上記違法が重大明白な瑕疵といえるかについては触れなくてよい。また、民事執行法上の強制執行における差押債権者は民法第177条の「第三者」に当たることを前提とすること。

<参照法令>

国税徴収法

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 （略）

六 納税者 国税に関する法律の規定により国税（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第2号（定義）に規定する源泉徴収等による国税を除く。）を納める義務がある者及び当該源泉徴収等による国税を徴収して国に納付しなければならない者をいう。

七～八 （略）

九 滞納者 納税者でその納付すべき国税をその納付の期限（国税通則法第47条第1項（納税の猶予の通知等）に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を除く。）までに納付しないものをいう。

十～十三 （略）

（差押の要件）

第47条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。

二 納税者が国税通則法第37条第1項各号（督促）に掲げる国税をその納期限（繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき。

2～3 （略）

（不動産の差押の手續及び効力発生時期）

第68条 不動産（地上権その他不動産を目的とする物権（所有権を除く。）、工場財団、鉱業権その他不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある財産並びに鉄道財団、軌道財団及び運河財団を含む。以下同じ。）の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行ふ。

2 前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。

3 税務署長は、不動産を差し押えたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

4 前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第2項の規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。

5 （略）

（換価する財産の範囲等）

第89条 差押財産（金銭、債権及び第57条（有価証券に係る債権の取立て）の規定により債権の取立てをする有価証券を除く。）又は次条第4項に規定する特定参加差押不動産（以下この節において「差押財産等」という。）は、この節の定めるところにより換価しなければならない。

2～3 （略）

（配当すべき金銭）

第128条 税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当しなければならない。

一 差押財産又は特定参加差押不動産（次条第1項第3号及び第136条（滞納処分費の範囲）において「差押財産等」という。）の売却代金

二～四 （略）

2 （略）

- 1 本問は租税滞納処分に民法177条の適用があるかを問う問題である。
先例として最判昭31.4.24及び同判決の差戻上告審判決である最判昭
35.3.31【百選Ⅰ9】が挙げられる（**論点** 行政上の法律関係と私法の適用）。
- 2 行政法上の法律関係に私法規定が適用されるかについては個別法解
釈に委ねられる。

総合 5 頁 論証 1 頁

最判昭31.4.24は、「国税滞納処分においては、国は、その有する租
税債権につき、自ら執行機関として、強制執行の方法により、その満
足を得ようとするものであって、滞納者の財産を差し押えた国の地位
は、あたかも、民事訴訟法上〔注：昭和31年当時、現在の民事執行法〕
の強制執行における差押債権者の地位に類するものであり、租税債権
がたまたま公法上のものであることは、この関係において、国が一般
私法上の債権者より不利益の取扱を受ける理由となるものではない。
それ故、滞納処分による差押の関係においても、民法177条の適用が
あるものと解するのが相当である。」とする。

本問では国税滞納処分の根拠法令である国税徴収法の各条文が挙げ
られている。これらの条文を解釈し、滞納者の財産を差し押さえた国
の地位は民事執行法上の差押債権者の地位に類するものであると説明
することが求められる。

- 3 民法177条の「第三者」とは登記の欠缺を主張するにつき正当な利
益を有する者をいい、単なる悪意者は「第三者」に当たるが背信的悪
意者は当たらない。

最判昭31.4.24では、「国が登記の欠缺を主張するにつき正当の利益
を有する第三者に当たらないというためには、……Xにおいて、本件土
地が所轄税務署長からXの所有として取り扱われるべきことを……強
く期待することがもっともと思われるような特段の事情がなければな
らない」とされている。本問においても、上記事情の有無を検討する
ことになるが、本問ではAがYにX A売買契約の存在を主張しただけ
であるから、上記特段の事情は認められない。

本問では処分行政庁たるYが背信的悪意者と認められず、XはYに
登記なくして本件不動産の所有権を対抗することができないため、Y
は登記名義人であるAを所有者と扱えばよい。この場合、本件差押処
分は滞納者の財産に対してされたものであり、国税徴収法47条1項に
反しない。

■ 答案構成

本件差押処分には差押目的物の所有者を誤った違法があるとする
Xの主張は認められるか



- 1 滞納者の国税債権を回収するために差押処分をするには、差押目的物が「滞納者」「の財産」である必要がある（法47 I 柱書）



本件不動産は、「滞納者」（法2⑨）A「の財産」には当たらず、
本件差押処分は、法47条1項柱書に反し違法であるとも思える



- 2 本件差押処分時の本件不動産の登記名義人はAである。差押処分をしたYと差押目的物の真の所有者たるXとの関係は民法177条で規律される結果、登記を有しないXはYに対して自己が本件不動産の所有者であることを対抗できず、その結果、本件不動産は「滞納者」A「の財産」と扱われるのではないか



行政法上の法律関係について私法規定が適用されるかは、当該法律関係を規律する行政法規の趣旨を踏まえた個別法解釈に基づき、個別具体的に判断する



民事執行法上の強制執行における差押債権者は民法177条の「第三者」に該当するとされている



国税徴収法に基づく差押処分をした者は、民法177条の「第三者」に当たる



Yは民法177条の「第三者」に当たり、その結果、本件不動産は「滞納者」A「の財産」と扱われる



- 3 Yは背信的悪意者には当たらない



- 4 Xの主張は認められない

本件差押処分には差押目的物の所有者を誤った違法があるとするXの主張は認められるか。

1 滞納者の国税債権を回収するために差押処分をするには、差押目的物が「滞納者」「の財産」である必要がある（国税徴収法（以下「法」という。）47条1項柱書）。本件差押処分の目的物である本件不動産は令和4年7月16日、代金3400万円でAからXに売却されており、所有権が移転（民法176条）している。そのため、本件不動産は、「滞納者」（法2条9号）A「の財産」には当たらず、本件差押処分は、法47条1項柱書に反し違法であるとも思える。

2 もっとも、本件差押処分時の本件不動産の登記名義人はAである。差押処分をしたYと差押目的物の真の所有者たるXとの関係は民法177条で規律される結果、登記を有しないXはYに対して自己が本件不動産の所有者であることを対抗できず、その結果、本件不動産は「滞納者」A「の財産」と扱われるのではないか。

行政法上の法律関係について私法規定が適用されるかは、当該法律関係を規律する行政法規の趣旨を踏まえた個別法解釈に基づき、個別具体的に判断する。

国税滞納処分は、国税を納める義務がある納税者がその納付すべき国税をその納付の期限までに納付しない場合（法2条6号、9号、47条1項各号）に、滞納国税を回収するためにされる。国税滞納処分としての不動産差押処分は登記をする形で行われ（法68条3項、4項）、換価（法89条1項）、配当（法128条1項1号、同項柱書）の流れで

1

行われる。他方、民事執行法に基づく不動産に対する強制執行も同様に、金銭債権回収のために、不動産の差押え（民事執行法45条1項）、換価（同法64条1項）、配当（同法84条1項）の流れで行われる。差押えは登記をする形で行われる（同法46条1項）。このように、国税徴収法に基づく差押処分と、民事執行法に基づく差押えは、満足させる債権が租税債権と私債権の違いはあるものの、債権の強制的満足の段階において債務者の財産に対してされる公権力の行使である点で同じである。したがって、責任財産の範囲を画するための規律について両者を別異に解する必要はない。そして、民事執行法上の強制執行における差押債権者は民法177条の「第三者」に該当するとされている。以上のことからすれば、国税徴収法に基づく差押処分をした者は、民法177条の「第三者」に当たる。

本問においてもYは民法177条の「第三者」に当たり、その結果、本件不動産は「滞納者」A「の財産」と扱われる。

3 これに対し、XはYが背信的悪意者に当たり、「第三者」に該当しないと主張することが考えられる。

本問でAは、本件差押処分がされる前の令和4年7月30日、本件不動産がAからXに売却された旨を告げている。したがって、Yは物権変動につき悪意であったとはいえる。もっとも、本件不動産がXの所有であることを前提として、Xに対する国税を徴収するなど、Xにおいて本件不動産がYからXの所有として取り扱われるべきことを強く期待することがもっともと思われる特段の事情が存在しているとはいえない。

2

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

したがって、Yは背信的悪意者には当たらない。

4 以上より、Xの主張は認められない。

以上

3

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

4